

2015 年税法改正案のうち、業務用乗用車に対する課税合理化の方案

2015 年 12 月 14 日

去る9月8日に発表された改正税法の政府確定案が、12月2日の国会本会議を通過しました。国会本会議を通過した税法改正案は政府確定案を基本とし、企画財政委員会の合意事項などが反映されました。弊法人は、今後、改正税法全般についてご案内する予定ですが、今回のTax Alertでは、最近お客様から多くのご質問をいただいている業務用乗用車に対する課税合理化方案について、企画財政部から発表された内容(修正案の内容およびQ&A)をご案内いたします。

I. 業務用乗用車に対する課税に関連する修正案(法人税法第27の2、所得税法第33の2)

政府案	修正案
<p><input type="checkbox"/> 業務用乗用車に対する費用認定の基準を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員および職員専用の自動車保険に加入する場合 - 運行記録を通して立証された業務使用比率だけ費用として認める。 - 運行記録を作成しなかった場合は乗用車関連費用の50%を認める。 - 事業者ロゴ(一定規格以上、脱着式は除く)付着時、100%を認める。 	<p><input type="checkbox"/> 業務用乗用車に対する費用認定の基準を設ける。</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運行記録を作成しなかった場合、乗用車関連費用は1台当たり1千万ウォンまで認める。 - (削除) <p>※個人事業者は役員および職員専用の自動車保険加入要件を適用しない。</p>

II. 業務用乗用車に対する課税合理化の改正趣旨および改正内容

1. <改正趣旨>

- 業務用乗用車を私的に使用した後、費用として処理する慣行の改善が必要
⇒ 役員および職員専用の自動車保険への加入義務化 + 運行記録の作成
- 高価の車両を活用して短期間で過度な費用を処理することの遮断が必要
⇒ 年間の減価償却費限度の導入

2. <改正内容>

- 乗用車関連の費用が年間 1,000 万円以下の場合
 - 役員および職員専用の自動車保険への加入が必要(法人車に限って適用)
⇒ 運行記録を作成することなく、全額を費用として認める。
- 乗用車関連の費用が年間 1,000 万円を超過した場合
 - 役員および職員専用の自動車保険への加入(法人車に限って適用)時に 1,000 万円より費用控除をさらに多く受けるためには運行記録の作成が必要
⇒ 立証された業務用の使用比率によって費用を認める。

例) 自動車関連の総費用が2,500万円の場合(専用保険は加入)

- 運行記録を通して業務用の使用比率を 50%で立証した場合、1,250 万円(2,500 万円 × 50%)を費用として認める。
- 運行記録を作成しなかった場合、1,000 万円のみを費用として認める。

※ 乗用車関連の費用：減価償却費、賃借料、ガソリン代、自動車税、保険料、修理費、通行料など

- 業務用として認められた乗用車関連の費用のうち、車両の減価償却費が年間 800 万円以上の場合
 - 毎年 800 万円までのみ費用として認め、800 万円限度超過額は翌年度に繰り越して費用を控除

III. 業務用乗用車関連の主な質疑回答(Q&A)

1. 今回の業務用乗用車への課税合理化方案の期待効果は?

1) 業務用乗用車を私的に使用した場合、税法上費用として認めることを遮断

- 役員および職員専用の自動車保険への加入を義務化

⇒ 家族による私的使用を1次的に遮断

- 運行記録の作成

⇒ 本人が立証した業務用使用比率の分だけ費用として認める。

2) 高価車両を通じた短期間の過度な費用処理を防止

- 長期間にわたって費用として認め、高価車両を節税の手段として活用する誘因を縮小

例) 1億円の車両の場合、従前は4~5年以内に大部分費用として認めた。

⇒ 12.5年保有してから全額を費用として認める。

3) 中小事業者の納税協力負担を軽減

- 乗用車関連の費用が 1,000 万円以下の場合、運行記録を作成することなく全額費用として認めることが可能

- 自動車の価格が 4,000 万円以下(5 年定額法で減価償却時、年間の減価償却費が 800 万円)の場合、減価償却費は 5 年以内に全額費用として認めることが可能

2. 業務用車両を途中で売却する場合、費用認定方法は?

- 業務用乗用車を途中で売却する場合、処分損益は法人と個人の区別なくすべて課税

⇒ 個人事業者の場合、売却時に売却代金が課税されて早期交替時に過度な費用認定を制限
(法人と個人事業者に同様に課税)

* 現在、資産処分損益の場合、法人は課税対象であるが個人事業者は課税除外

<事例> 1億円で車を購入、4年後5千万円で売却したとき、総費用認定金額

	現行	改正
法人	5千万円* (減価償却費 1億円 - 資産処分利益 5千万円)	5千万円* (減価償却費 3,200万円 + 資産処分損失 1,800万円)
個人	1億円 (減価償却費 1億円)	5千万円 (減価償却費 3,200万円 + 資産処分損失 1,800万円)

* 減価償却限度の適用により、税務上の帳簿価額が異なってくるので、資産処分時に総費用の構成は異なるが費用認定金額の総額は同一

- 業務用乗用車の処分損失の場合、減価償却費と同様に年800万ウォンを限度として認め、限度超過金額は繰り越して控除

3. その他

1) 役員および職員専用の保険への加入対象

- 法人の場合、業務用乗用車として認められるためには、役員および職員のみが運転可能な自動車保険に加入して家族が私的に使用しないように一次的に制限

- 但し、個人事業者の場合、乗用車を家庭と事業場で一緒に使用する可能性があることを勘案して、役員および職員専用の自動車保険への加入義務の対象から除外

2) 運行記録作成を負担するかどうか

- 運行記録を作成しなくても乗用車関連の費用のうち、一定金額を認めることを許容
 - 役員および職員のみが運転可能な自動車保険など、一定要件を満たした場合、1,000万ウォンまで全額損金認定
 - ⇒ 年間の乗用車関連費用が1,000万ウォン以下の乗用車の場合、運行日誌の作成義務が免除されて中小事業者の納税協力負担を緩和

3) 運行記録を虚偽で作成すると、実効性がないのではないか?

- 車種、車両別の年間総使用距離、業務用の使用距離、自動車関連の費用(減価償却費、リース料、燃料費、自動車税、保険料など)などを国税庁に申告することになり、虚偽作成が難しいと予想
- 類似した規模の同種業種他業者に比べて高価の乗用車が多かったり、頻繁に交替したりする場合、または業務使用の比率が多すぎる場合、税政の次元で私的使用に対する管理を強化するなど、実効性を高める計画

4) リースやレンタルした業務用車両への適用方法

- 法人・個人事業者が業務用乗用車をリースまたはレンタルした場合、自ら所有した場合と同様に適用
 - リース・レンタルした場合も役員および職員専用の保険への加入(法人がリース・レンタルした場合)、運行記録を通じた業務使用の立証など、直接所有と同様の要件を満たしてから費用として認定を受けることができる。

- また、リース料やレンタル料に含まれた減価償却費相当額は自家保有時の減価償却費と同様に年間 800 万円限度が適用され、限度超過額は繰り越して費用を控除

5) 個人事業者の適用範囲および適用時期

- 2016年は、制度施行の初年であることを勘案して、誠実申告確認対象者*(2014年帰属基準で約14万人と推定)に対して優先施行

* 収入金額が一定金額以上の事業者

: (農漁業、鉱業、卸小売業など)20億円以上、(製造業、宿泊飲食店業など)10億円以上、(不動産業、サービス業など)5億円以上

- 1年間施行した後、複式簿記義務者*に2017年から拡大して適用

* 収入金額が一定金額以上の事業者

: (農漁業、鉱業、卸小売業など)3億円以上、(製造業、宿泊飲食店業など)1.5億円以上、(不動産業、サービス業など)7,500万円以上

※ 簡便帳簿の適用対象者、推計申告者など、小規模事業者は適用除外

- 以上 -